

【参考】介護給付費単位数の算定構造

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (628) 単位 要介護2 (628) 単位 要介護3 (628) 単位 要介護4 (238) 単位 要介護5 (822) 単位	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	介護職員1名 介護職員2名 介護職員3名 介護職員4名 介護職員5名	委託先である指定介護サービス事業者による居宅サービスが行われる場合
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	428 単位																	訪問介護 身体介護 居宅介護 生活介護 通称介護 他の訪問系サービス及び通称サービス 通常のサービスの基本部分の単位数(1) / (1)	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (628) 単位 要介護2 (628) 単位 要介護3 (628) 単位 要介護4 (238) 単位 要介護5 (822) 単位																		
ニ 通常、通常特養介護費 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 36単位を算定)																		
ホ 看護介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	1. 要介護1 2. 要介護2 3. 要介護3 4. 要介護4 5. 要介護5																		
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	1. 認知症専門ケア加算 2. 認知症専門ケア加算																		
ト サービス提供体制強化加算	1. サービス提供体制強化加算 2. サービス提供体制強化加算 3. サービス提供体制強化加算																		
チ 介護職員処遇改善加算	1. 介護職員処遇改善加算 2. 介護職員処遇改善加算 3. 介護職員処遇改善加算 4. 介護職員処遇改善加算 5. 介護職員処遇改善加算																		
リ 介護職員等特定処遇改善加算	1. 介護職員等特定処遇改善加算 2. 介護職員等特定処遇改善加算																		

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	入居者数超過上乗増加算 1日につき 100単位	居住機能向上増加算 1月につき +200単位	居宅型施設等増加算 1日につき +12単位	居宅型施設等増加算 1日につき +20単位	居宅型施設等入居者受入増加算 1日につき +120単位	居宅型施設等増加算 1月につき +80単位	口腔衛生管理体制増加算 1月につき +30単位	認知症スクリーニング増加算 1日につき +10単位	認知症スクリーニング増加算 1日につき +10単位
イ	介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位) 要支援2 ( 211 単位)	×70 / 100	-18単位 -31単位	1月につき +200単位 ただし、居宅機能向上増加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位	
ロ	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 20 単位)		×70 / 100										
ハ	認知症専門ケア増算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア増算 ( ) (1日につき 3 単位を増算) (2) 認知症専門ケア増算 ( ) (1日につき 4 単位を増算)											
ニ	サービス提供体制強化増算	1 サービス提供体制強化増算 ( ) (1日につき 3 単位を増算) 2 サービス提供体制強化増算 ( ) (1日につき 18 単位を増算) 3 サービス提供体制強化増算 ( ) (1日につき 4 単位を増算)											
ホ	介護職員処遇改善増算	(1) 介護職員処遇改善増算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000) (2) 介護職員処遇改善増算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000) (3) 介護職員処遇改善増算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000) (4) 介護職員処遇改善増算 ( ) (1月につき + (3) の 90 / 1000) (5) 介護職員処遇改善増算 ( ) (1月につき + (3) の 80 / 1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
ヘ	介護職員等特定処遇改善増算	(1) 介護職員等特定処遇改善増算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 18 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善増算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 12 / 1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								

指定訪問介護  
 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 102 単位  
 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 211 単位  
 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援1である者に限る) 333 単位  
 指定通所介護  
 要支援1 200 単位  
 要支援2 100 単位

介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス  
 通常のサービスの基本部分の報酬単位の 70 / 100  
 ・介護予防通所(リハビリテーション)の選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能

介護予防福祉員及び介護予防の福祉員等と同様  
 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分別報酬率基準を適用とする。  
 訪問介護サービスについては「指定訪問介護」によるもの、総合事業「指定第一号訪問事業」によるもの、指定通所サービスについては「指定通所介護」によるもの、総合事業「指定第一号通所事業」によるもの、がある。

限度額 要支援1 5,032 単位  
 要支援2 10,531 単位  
 介護職員処遇改善増算(1)及び介護職員処遇改善増算(2)については、令和4年1月31日まで算定可能。  
 令和4年1月1日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、及びイに含まれる指定介護予防サービス事業費にイの介護予防サービスが行われる場合の3年指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の半分を上限に相当する単位数を算定する。